

犯罪被害者週間

【11月25日～12月1日】

想像してください

もしも、大切な人が犯罪被害に遭ってしまったら…

犯罪被害は、

決して他人ごとではありません。

事件や事故等の犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は、その犯罪によって傷つけられるだけでなく、刑事・司法手続、マスコミ報道、友人等からの心無い言動などにより、二次的被害に苦しむとされています。

たとえ、事件が解決しても、被害者等が受けた被害は、解決していません。

被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すために、私たちにできること、それは、

被害者等への 理解 と 配慮

です。相手の立場に立ち、そっと寄り添いましょう。その気持ちは、きっと力になるはずです。

警察の被害者相談窓口

※ 執務時間外は、当直警察官が対応します。

警察相談電話 **#9110**

『性犯罪被害相談』の方はこちらへ

性犯罪被害相談電話
#8103 (ハートさん)



性犯罪被害相談センター
キョウコちゃん

ひとりで悩まず、勇気を出して相談してください。最寄りの警察署の窓口もご利用ください。

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

「被害者支援センターえひめ」は、県内唯一の犯罪被害者支援団体です。
次のような支援を無料で行っています。秘密は守ります。ぜひご相談ください。



電話相談

面接相談

警察署・医療
機関等への
付添い支援

弁護士との
合同相談

裁判における
支援

日常生活の
支援

自助グループ
の支援



相談電話 **(089)905-0150**

毎週火～土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く。)
ホームページ <http://www.shien-ehime.or.jp>



警察による犯罪被害者支援



被害者連絡制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通死亡事故などの被害者等に対して、事件を担当している捜査員などが、「刑事手続、捜査状況、被疑者の検挙・処分状況」などを連絡します。

被害者の手引の配布

殺人・傷害・性犯罪などの事件や交通事故の被害者等の方のために、「被害者の手引」を配布しています。



被害者支援要員制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通死亡事故などの被害者支援が必要とされる事案が発生した時に、被害者等に対して、

- 病院の手配や付添い
- 実況見分等の付添い
- 心配事等に対する相談
- 犯罪被害者支援団体等関係機関・団体の紹介などの支援活動を行っています。



精神的被害の支援

犯罪被害により重いストレスにさらされると、

- 強い恐怖・不安を感じる、眠れない
- 物事に集中できない、事件の光景が思い浮かぶ
- 頭痛や肩こりがする、息苦しさを感じる

などの心身の反応があらわれることがあります。

警察では、このような精神的被害の回復を支援するため、臨床心理士などのカウンセラーと連携しています。



公費負担制度

●性犯罪被害者に係る緊急避妊等に要する経費の負担
性犯罪の被害者に対し、次の医療費などを公費で負担しています。

診断書料

初診料

感染症検査料

妊娠検査料

緊急避妊等薬剤料

性犯罪は、「魂の殺人」と言われる非常に悪質な犯罪です。

被害者の中には、大きな精神的ダメージを受けながらも、羞恥心などから誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまっている方も多くいます。

そのような被害者の気持ちや立場を社会全体で理解し、充実した支援環境を整備していくことが大切です。

●一時避難場所の確保に係る経費の負担 など



犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や犯罪行為を受けた被害者に対して、国が一時金として給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。次の3種類あります。

・遺族給付金

被害者が亡くなった場合、遺族に支給。

・重傷病給付金

被害者が重傷病になった場合に支給。

・障害給付金

被害者に障害が残った場合に支給。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも、給付の全部又は一部が支給されない場合もありますので、詳しくは担当者までお問い合わせください。



制度の詳細については、愛媛県警察本部犯罪被害者支援室（089-934-0110）又は最寄りの警察署にお問い合わせ下さい。